

議第61号

平成25年度三島市一般会計補正予算案  
(第3号)

議第61号

平成25年度三島市一般会計補正予算案(第3号)

平成25年度三島市一般会計補正予算案(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ227,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を34,436,473千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

(予算の流用の補正)

第4条 既定の予算の流用をすることのできる場合に次の場合を加える。

(1) 予算の過不足を生じた場合における、同一款内での各項の間の流用。

平成25年11月26日提出

三島市長 豊岡 武士

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		4,708,445	△ 110,838	4,597,607
	1 国庫負担金	3,598,001	380	3,598,381
	2 国庫補助金	1,026,570	△ 111,218	915,352
15 県支出金		2,321,088	393,772	2,714,860
	1 県負担金	1,132,968	22,024	1,154,992
	2 県補助金	963,324	374,062	1,337,386
	3 委託金	224,796	△ 2,314	222,482
17 寄付金		5,290	1,284	6,574
	1 寄付金	5,290	1,284	6,574
18 繰入金		186,670	23,704	210,374
	1 繰入金	186,670	23,704	210,374
20 諸収入		1,311,195	1,000	1,312,195
	3 雑入	1,266,130	1,000	1,267,130
21 市債		3,690,600	△ 81,400	3,609,200
	1 市債	3,690,600	△ 81,400	3,609,200
歳入合計		34,208,951	227,522	34,436,473

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,579,544	8,897	3,588,441
	1 総務管理費	2,376,641	7,505	2,384,146
	2 徴税費	480,623	1,338	481,961
	3 戸籍住民基本台帳費	149,118	△ 1,546	147,572
	7 諸費	447,770	1,600	449,370
3 民生費		10,987,221	98,826	11,086,047
	1 社会福祉費	4,488,691	119,203	4,607,894
	2 児童福祉費	4,838,919	39,555	4,878,474
	3 生活保護費	1,631,394	△ 60,095	1,571,299
	5 国民年金事務費	28,037	163	28,200
4 衛生費		4,252,365	17,261	4,269,626
	1 保健衛生費	2,888,136	△ 1,580	2,886,556
	2 清掃費	1,364,229	18,841	1,383,070
5 労働費		1,167,357	0	1,167,357
	2 労働費	1,167,357	0	1,167,357
6 農林費		343,336	495	343,831
	1 農業費	147,767	495	148,262
7 商工費		555,159	11,000	566,159
	1 商工費	555,159	11,000	566,159

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		3,820,964	△ 238,820	3,582,144
	1 土木管理費	340,580	0	340,580
	2 道路橋梁費	764,219	△ 8,000	756,219
	5 都市計画費	2,355,710	△ 230,820	2,124,890
9 消防費		1,392,505	365,458	1,757,963
	1 消防費	1,392,505	365,458	1,757,963
10 教育費		3,907,230	51,912	3,959,142
	2 小学校費	478,721	5,900	484,621
	3 中学校費	451,173	23,000	474,173
	5 幼稚園費	539,320	1,265	540,585
	6 社会教育費	1,243,613	5,972	1,249,585
	7 保健体育費	770,811	15,775	786,586
14 予備費		153,410	△ 87,507	65,903
	1 予備費	153,410	△ 87,507	65,903
歳 出	合 計	34,208,951	227,522	34,436,473

第 2 表 債務負担行為の補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
高齢者いきがいセンター 指定管理委託	平成26年度 ～ 平成30年度	9,750	平成26年度 ～ 平成30年度	10,155
社会福祉会館指定管理委託	平成26年度 ～ 平成30年度	84,313	平成26年度 ～ 平成30年度	85,910
北第二放課後児童クラブ 建設工事実施設計業務委託	—	—	平成26年度	2,022
一般廃棄物収集運搬業務委託	—	—	平成26年度	173,880
資源古紙回収業務委託	—	—	平成26年度	43,157
ペット容器配付・回収及び 収集運搬業務委託	—	—	平成26年度	14,040
一般廃棄物収集容器配付 業務委託	—	—	平成26年度	15,120
町内清掃側溝汚泥処理 業務委託	—	—	平成26年度	508
ごみ焼却処理施設運転管理 業務委託	—	—	平成26年度	97,900
衛生プラント運転管理業務委託	—	—	平成26年度	31,990
地域コミュニティ創造業務委託	—	—	平成26年度	10,265
成長力強化戦略業務委託	平成26年度	4,191	平成26年度	6,805
定住人口拡大基盤構築 業務委託	平成26年度	2,818	平成26年度	3,493
個店情報発信業務委託	平成26年度	2,799	平成26年度	4,621
特産品発掘PR業務委託	平成26年度	5,407	平成26年度	5,908
創業者育成支援業務委託	平成26年度	3,499	平成26年度	5,180
地域物産販路拡大業務委託	平成26年度	3,349	平成26年度	4,085

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
富士山世界遺産及び ジオパーク推進業務委託	平成26年度	2,751	平成26年度	3,045
市民活力活用推進業務委託	平成26年度	10,400	平成26年度	48,400
学生まちづくり提案 コンテスト業務委託	—	—	平成26年度	6,453
三島駅北口広場管理業務委託	—	—	平成26年度	7,452
市営長伏グラウンド 指定管理委託	平成26年度 ～ 平成30年度	15,000	平成26年度 ～ 平成30年度	16,300
市営プール指定管理委託	平成26年度 ～ 平成30年度	90,000	平成26年度 ～ 平成30年度	94,300
雨水ポンプ施設維持管理 業務委託	—	—	平成26年度	4,677
佐野小学校プール改修工事 実施設計業務委託	—	—	平成26年度	3,120
沢地小学校西校舎棟トイレ 改修工事实施設計業務委託	—	—	平成26年度	1,438
各中学校柔剣道場吊天井 改修工事实施設計業務委託	—	—	平成26年度	4,889
中郷中学校北校舎棟トイレ 改修工事实施設計業務委託	—	—	平成26年度	1,515
市民生涯学習センター 施設総合管理業務委託	—	—	平成26年度	44,924
三島市体育施設指定管理委託	平成26年度 ～ 平成30年度	469,600	平成26年度 ～ 平成30年度	511,100

第 3 表 地 方 債 の 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債方法	利 率	償 還 の 方 法
清掃運搬車輛整備事業	6,200	証書借入 又は 証券発行	年 % 5.00 以 内  (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
道路橋梁整備事業	336,600	〃	〃	〃
街路整備事業	365,900	〃	〃	〃
合 計	3,690,600			



(単位 千円)

補 正 後			
限 度 額	起債方法	利 率	償 還 の 方 法
5,300	証書借入 又は 証券発行	年 % 5.00 以 内  (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
334,900	〃	〃	〃
287,100	〃	〃	〃
3,609,200			